

# 宮城県有料老人ホーム設置運営指導要綱

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1 この要綱は、宮城県有料老人ホーム設置運営指導指針（平成13年4月1日施行。以下「指針」という。）に基づき、県内における有料老人ホーム（仙台市に設置されるものを除く。）の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 有料老人ホーム 老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第29条第1項の有料老人ホームをいう。
- (2) サービス付き高齢者向け住宅 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項の登録を受けている高齢者向けの賃貸住宅又は有料老人ホームをいう。
- (3) 設置予定者 県内に有料老人ホームを設置しようとする者をいう。
- (4) 設置者 県内に有料老人ホームを設置及び運営している者をいう。

### (設置予定者等の責務)

第3 設置予定者及び設置者は、指針及びこの要綱の規定を誠実に遵守するとともに、設置予定地等を管轄する市町村の意見に十分配慮するものとする。

## 第2章 事前協議等

### (事前協議)

第4 設置予定者は、有料老人ホーム設置に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発許可（以下「開発許可」という。）又は建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築確認（以下「建築確認」という。）の申請前に、有料老人ホーム設置計画事前協議書（様式第1号。以下「事前協議書」という。）により、設置設計の詳細等について知事に協議しなければならない。この場合において、事前協議書には、設置予定地の市町村長の有料老人ホーム設置同意書（様式第2号）を添付するものとし、その提出部数は正副各1部とする。

2 知事は、事前協議書の内容を審査した結果、当該協議に係る施設の設置計画が指針及びこの要綱の規定に適合していると認められるときには、設置予定者に対して有料老人ホーム設置計画事前協議済書（様式第3号。以下「事前協議済書」という。）を交付するものとする。

3 設置予定者は、事前協議済書を受領した後に開発許可、建築許可又は建築確認の申請を行うものとする。

### (市街化調整区域における事前協議)

第5 知事は、都市計画法第7条第3項に規定する市街化調整区域において有料老人ホームの設置を予定している者に対して、第4第2項の規定により事前協議済書を交付する場合は、当該有料老人ホームの建設について、開発審査会提案基準（優良な有料老人ホーム）に該当するかどうかを確認するものとする。

### 第3章 届出等

#### (設置届出等)

第6 設置予定者は、開発許可、建築許可又は建築確認を受けた後速やかに老人福祉法施行細則（昭和39年宮城県規則第2号。以下「規則」という。）第22条第1項の規定による届出を行うものとする。

2 前項の届出に際しては、事前協議書、社団法人全国有料老人ホーム協会の入会資格審査委員会審査結果の通知（以下「審査結果通知」という。）の写しを添付するものとする。ただし、審査結果通知の写しは審査結果通知又は第一審査終了証を有する設置予定者のみとする。

3 知事は、第6第1項の届出を受理したときは、有料老人ホーム設置届受理書（様式第4号）を設置予定者に交付するものとする。

4 設置予定者は、前項の有料老人ホーム設置届受理書の交付を受ける前には、原則として入居者の募集を行ってはならない。

#### (工事の着工届出等)

第7 有料老人ホーム設置に係る工事の着工は、相当数の入居者が見込まれていない場合においては、入居前払金の返還債務について銀行保証が付された後に行わなければならない。

2 設置予定者は、有料老人ホーム設置に係る工事に着工しようとするときは、あらかじめ建設工事工程表を添付した建設工事着工届（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

#### (事業開始届)

第8 設置予定者は、有料老人ホームの運営を開始したときは、有料老人ホーム事業開始届書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の有料老人ホーム事業開始届出書には、有料老人ホーム重要事項説明書（様式第7号）、有料老人ホーム情報開示等一覧表（様式第10号）及び建物引渡し関係書類の写しを添付するものとする。

#### (事業変更届)

第9 設置予定者及び設置者は、第6第1項の届出の内容に変更が生じたときは、変更の日から1月以内に規則第22条第2項の有料老人ホーム事業変更届を知事に提出するものとする。

2 前項の規定に関わらず、次に掲げる各号に係る変更を行う場合には、変更の前に、その内容について県に協議すること。

(1) 事業所の建物の構造・専用区画

(2) 利用料

(3) 定員の増減

#### (再開届)

第10 設置者は、法第29条第3項の規定により休止をした有料老人ホームの運営を再開するとき、再開をしようとする日の1月前までに有料老人ホーム再開届（様式第11号）を知事に提出するものとする。

### 第4章 設置後の報告等

#### (定期報告)

第11 設置者は、毎年7月1日現在の有料老人ホーム重要事項説明書を作成し、翌月末日までに知事に報告するものとする。

2 前項の報告に際しては、次の書類を添付するものとする。

- (1) 直近の事業年度の貸借対照表及び損益計算書等の財務諸表
- (2) 他業を営んでいる場合は、他業に係る直近の事業年度の貸借対照表及び損益計算書等の財務諸表
- (3) 親会社がある場合には、親会社の業務に係る直近の事業年度の貸借対照表及び損益計算書等の財務諸表
- (4) 運営懇談会開催状況報告書（様式第8号）
- (5) 有料老人ホーム情報開示等一覧表（様式第10号）
- (6) その他知事が指定する書類  
（随時報告）

第12 設置者は、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める書類を速やかに知事に提出するものとする。

- (1) 役員又は施設長に変更があった場合は、当該役員又は当該施設長の履歴書及び役員名簿
- (2) 入居契約書又は管理規程等を変更しようとする場合は、当該変更予定事項及び当該変更予定事項に係る運営懇談会の開催内容を示す書類
- (3) 利用料を改定した場合は、当該改定事項及び当該改定事項に係る運営懇談会の開催内容を示す書類

2 設置者は、有料老人ホームにおいて重大な事故が発生した場合には、当該事故の内容等を知事に報告しなければならない。（様式第9号）

## 第5章 指導

（指導）

第13 知事は、有料老人ホームの運営等に関して、法令、指針、この要綱に定める規定、その他必要な事項を周知徹底し、有料老人ホームの適正な運営及びサービスの質の確保並びに入居者保護を図ることを目的として、指導を実施するものとする。

2 前項の指導は、以下の方法により実施するものとする。

- (1) 知事は、前項の目的を達成するために個別具体的な指導を要すると認められる場合には、適時指導を行うものとする。
- (2) 老人福祉法の規定により有料老人ホームに該当する施設であって、第6第1項及び第8に規定する届出を行っていない者（以下「未届有料老人ホーム設置者」という。）に対しては、届出指導を行うものとし、詳細は要領で定める。
- (3) 前二号に掲げるほか、前項の目的を達成するために必要と認められる場合には、集団指導を行うものとする。

## 第6章 立入検査

（定期立入検査）

第14 知事は法令、指針、この要綱に定める規定等に対する実施状況について個別に明らかにし、必要な助言及び指導を行うために定期立入検査を実施するものとし、詳細は要領で定める。

2 有料老人ホームの設置者にあつては、知事が必要と判断した場合に別途通知する定期立入検査に係る資料を知事に提出するものとする。

（随時立入検査）

第15 前条に規定するほか、知事は、以下に示す情報等により、特定の検査事項を定め、重点的に検査を行う必要があると認められる場合に随時立入検査を実施するものとする。

(1) 通報・苦情・相談等に基づく情報

(2) 第12第2項に規定する事故報告書に基づく情報

(3) 前条に規定する定期立入検査において確認した情報

(4) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第22条第1項による市町村長からの報告に基づく情報

(検査結果の通知)

第16 知事は、前二条による立入検査の結果、改善命令に至らない軽微な改善を要する事項が認められた場合は、当該有料老人ホーム等に対して、後日文書によりその旨の通知を行う。

2 当該有料老人ホームに対して、文書で通知した事項の改善状況について、文書による報告を求めるものとする。

## 第7章 雑則

(事前指導)

第17 市町村長は、設置予定者から事前に整備計画の相談を受け、指導を行うものとする。

(適用除外)

第18 サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものにあつては、第4、第5、第6、第7、第8、第9、第10及び第12第1項の規定は適用せず、高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項に定める登録基準によること。

(準用)

第19 第3章及び第4章の規定は、設置者が入居定員の増加を伴う有料老人ホームの増改築をしようとする場合に準用する。この場合、「設置予定者」を「設置者」と読み替えるものとする。

2 この要綱の規定は、分譲型有料老人ホーム（分譲方式で高齢者を入居させることを目的とする施設をいう。）の設置及び運営について準用する。この場合、「設置者」を「サービス提供事業者（分譲型有料老人ホームにおいて、区分所有建物の分譲事業者とは別にサービスを提供する事業者をいう。）」に読み替えるものとする。

3 有料老人ホーム類似施設の設置及び運営の指導については、別に定めるもののほか、この要綱の各規定を準用する。

4 第6、第8、第12第1項、第13第2項（1）及び（3）、第14、第15並びに第16の規定は、未届有料老人ホームの届出及び運営について準用する。この場合、「設置者」及び「設置予定者」は「未届有料老人ホーム設置者」と、「有料老人ホーム」は「未届有料老人ホーム」と読み替えるものとする。

(その他)

第20 この要綱に定めるもののほか、有料老人ホームの運営の指導に関して必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年7月21日から施行する。

(経過措置等)

2 有料老人ホームの重要事項説明書については、改正後の要綱様式第9号及び第10号の規定にかかわらず、平成18年9月30日までは、従前の例によることができる。

3 経過措置対象有料老人ホーム（平成18年3月31日以前より事業を開始していた同日においては有料老人ホームに該当しない施設で、平成18年4月1日以降において有料老人ホームに該当することとなったものをいう。3において同じ。）に関しては、第4、第5及び第8の規定は適用しない。

4 経過措置対象有料老人ホームの設置者は、第7及び第9の規定にかかわらず、別に定めるところにより、設置届及び事業開始届の提出を行わなければならない。

附 則

この要綱は、平成20年3月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。